五八　はじろくろはらあじさし
五九　おにあじさし
六〇　おおあじさし
六一　あじさし
六二　べにあじさし
六三　えりぐろあじさし
六四　まみじろあじさし
六五　こあじさし
六六　くろあじさし
六七　つつどり
六八　はりおあまつばめ
六九　あまつばめ
七〇　つばめ
七一　こしあかつばめ
七二　おおよしきり
七三　つめながせきれい
七四　きせきれい

（オーストラリア側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、オーストラリア政府が閣下の書簡にいう勧告を受諾する旨を確認する光栄を有します。

よって、協定の付表は、この書簡の日付の日の後三箇月で、前記の勧告のとおり改正されたものとみなされます。

この書簡は、英語及び日本語で作成しました。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十六年三月九日にキャンベラで

オーストラリア外務大臣に代わる　デイビッド・メイソン

オーストラリア駐在
日本国特命全権大使　草賀純男閣下

**○外務省告示第百四号**

サウジアラビア王国政府及びシンガポール共和国政府は、昭和六十三年一月二十五日にストラスブールで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約」及び平成二十二年五月二十七日にパリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」の批准書を、それぞれ、平成二十七年十二月十七日及び平成二十八年一月二十日に経済協力開発機構事務総長に寄託した。

よって、同条約及び同議定書は、平成二十八年四月一日にサウジアラビア王国について、また、同年五月一日にシンガポール共和国について、それぞれ効力を生ずる。

（平成二十七年十二月十八日付け及び平成二十八年一月二十二日付け欧州評議会事務局書簡）

平成二十八年四月五日

外務大臣　岸田　文雄

クリドニアス　レウコプテルス
ステルナ　カスピア
（ヒドロプログネ　カスピア）
ステルナ　ベルギイ
（タラセウス　ベルギイ）
ステルナ　ヒルンド
ステルナ　ドウガルリイ
ステルナ　スマトラナ
ステルナ　アナイテトゥス
（オニュコプリオン　アナイテトゥス）
ステルナ　アルビフロンス
（ステルヌラ　アルビフロンス）
アノウス　ストリドゥス
ククルス　オプタトゥス
ヒルンダプス　カウダクトゥス
アプス　パキフィクス
ヒルンド　ルスティカ
ヒルンド　ダウリカ
（ケクロピス　ダウリカ）
アクロケファルス　オリエンタリス
モタキルラ　フラヴァ
モタキルラ　キネレア

**○外務省告示第百五号**

平成二十八年三月四日にラバトで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がモロッコ王国政府との間に行われた。

平成二十八年四月五日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、モロッコ王国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とモロッコ王国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　百六十三億四千七百万円（一六、三四七、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、ＪＩＣＡとアフリカ開発銀行により準備された緑のモロッコ計画支援プログラムの下での改革計画（以下「計画」という。）においてモロッコ王国政府を支援することを目的として、日本国の関係法令に従って、モロッコ王国政府に供与されることになる。

2(1)　借款は、モロッコ王国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後二十年とする。

(b)　利子率は、年〇・二五パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後三年とする。

(2)　(1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3(1)　借款は、モロッコ王国の経済の安定及び開発努力を促進することを目的として、モロッコ王国政府の権限のある当局が既に行ったか又は将来行う予算支出（両政府の関係当局間で合意する表に掲げる生産物のためのものを除く。）を対象として使用に供される。

(2)　(1)に規定する表は、両政府の関係当局間の合意によって修正することができる。

4　モロッコ王国政府は、モロッコ王国政府の名義で開設される国家予算勘定に借款の円貨による支出額に等しい額をモロッコの通貨で振り替えるようにするための措置をとる。このようにして振り替えられた額は、モロッコ王国政府の国家予算に含められる。

5　モロッコ王国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　モロッコ王国政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してモロッコ王国において課される全ての財政課徴金及び租税を免除する。

7　モロッコ王国政府は、借款が適正に、かつ、専ら3(1)に規定する予算支出のために使用されることを確保するために必要な措置をとる。

8　モロッコ王国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　借款の使途及び計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　借款及び計画に関連するその他の情報

9　両政府は、この了解から、又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をモロッコ王国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十六年三月四日にラバトで

モロッコ王国駐在
日本国特命全権大使　黒川恒男

モロッコ王国経済・財政大臣
モハメッド・ブーサイド閣下

（モロッコ側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をモロッコ王国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。